7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

第74回 社会を明るくする運動

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

犯罪や非行からの立ち直りのためには、行政機関以外にも「更生ボランティア」をはじめとする、地域のみなさんの理解と協力が必要で、社会全体で取り組むことが大切です。「社会を明るくする運動」では、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考えるきっかけをつくることを目指しています。

法務省 更生保護マスコット
サラちゃん・ホゴちゃん

立ち直ろうとする人たちに寄り添い・支えることで再び犯罪によって被害が生じることを防ぎ、犯罪や非行のない社会をつくる活動を「更生保護」といいます。
大和郡山市では、保護司や協力雇用主、更生保護女性会などが更生保護ボランティアとして活躍しているよ。

▶広報活動等

日　　時	内　　容
7月1日（月）7時30分～	市内の近鉄４駅、JR２駅において啓発物品の配布を行います。（※JR大和小泉駅のみ７時～）
7月1日（月）10時～	アピタ大和郡山店において啓発物品の配布を行います。
強調月間の期間中、広報車による啓発	市内一円を巡回

▶合同研修会

日時＝7月12日（金）13時30分～
場所＝DMG MORI やまと郡山城ホール 小ホール
内容＝市立小・中学生による作文発表・奈良県立ろう学校演劇部による手話パフォーマンス・市内中学校による吹奏楽演奏　など

問合せ＝障害福祉課（内線532）

国民年金保険料免除制度の申請はお早めに！

― 令和６年度の免除申請は７月から受付が始まります！ ―

国民年金には、経済的な理由等で保険料（令和６年度の保険料額：16,980円）を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。※免除には令和５年中の所得の審査があります。

免除の種類＝①全額免除：保険料の全額を免除
②一部免除：保険料の一部を納め、残りの保険料を免除（3/4納付・半額納付・1/4納付）
③納付猶予：50歳未満の人

承認期間＝7月から翌年6月まで

申請方法＝退職者の場合は離職票を持って、奈良年金事務所か市役所保険年金課 国民年金係窓口へ
マイナンバーカードをお持ちの人はスマートフォンやパソコンでマイナポータルを利用して電子申請ができます
審査の後、結果（承認・却下）を２ヵ月後くらいに日本年金機構より郵送でお知らせします

※前年度に全額免除・納付猶予が承認され、継続申請を申し出ている人は、引き続き全額免除・納付猶予に該当するか審査しますので申請は不要です。
※一部免除の承認を受けた場合、承認後に改めて一部納付の納付書が送付されます。一部納付の保険料を納付しないと、その承認期間は保険料未納期間になりますので、ご注意ください。
※申請時点の２年１ヵ月前の月分まで申請することができます。7月時点で令和４年６月以降に未納期間がある場合は、一度窓口で相談してください。
※離職票等の添付書類が必要になることもありますので詳細は問い合わせてください。

問合せ＝奈良年金事務所（☎0742-35-1371）・保険年金課 国民年金係（内線325・326）